

委託業務における遠隔検査 試行要領

1. 目的

神奈川県県土整備局が発注する委託業務について、神奈川県県土整備局工事等検査要綱 11 条 4 項及び測量・調査・設計業務共通仕様書 1119 条 3 項、発注者支援業務共通仕様書第 18 条 3 項、県土整備局建築設計業務委託共通仕様書第 3 章 3. 20 検査 4 項、県土整備局建築工事監理業務委託共通仕様書第 3 章 3. 13 検査 4 項に記載された検査の立会について、Web 会議システム等（情報共有システムの遠隔臨場機能含む）による遠隔検査の実施に必要な事項を定め、効率的かつ適正な検査を円滑に実施し、建設分野のDXを推進することを目的とする。

2. 適用の範囲

神奈川県県土整備局が発注する測量・調査・設計業務共通仕様書、発注者支援業務共通仕様書、県土整備局建築設計業務委託共通仕様書、県土整備局建築工事監理業務委託共通仕様書を適用した業務のうち、受発注者間の協議により本試行要領に基づき遠隔検査を行うことに合意した委託業務を対象とする。

3. 事前準備

検査に先立ち調査職員及び検査員、管理技術者が協力し、次の（１）、（２）、（３）の準備を行うこと。

また、検査員は調査職員とともに発注所属で遠隔検査を行うことを基本とするが、（４）を準備できる場合、検査員は調査職員とは異なる場所で遠隔検査を実施することができる。

- （１） 受注者が遠隔検査の実施を希望する場合、業務の完成までに管理技術者から調査職員へ遠隔検査の実施を発議し、調査職員は検査員へ確認を行なった後、遠隔検査の実施の可否を回答する。
- （２） 検査に必要な成果品データ及び紙成果品、試験片等が、検査員及び調査職員に共有されていること。電子データの共有の方法は問わない。ただし、Web 会議システム等による画面共有は事前共有に含めない。
- （３） 検査に必要な通信環境（Web 会議システム並びに情報共有システムのユーザーID（情報共有システムを利用する場合））を備えた検査員の端末等が準備され、接続が確認されていること。なお、利用するWeb 会議システム並び

に情報共有システムはパスワード等により情報セキュリティの確保されたアプリケーションを利用すること。

- (4) 業務の履行確認に必要な設計書、契約書等の書類は、電子メール等を用いて検査員及び調査職員の間で共有すること。

4. 遠隔検査の実施

- (1) 遠隔検査の実施にあたり、管理技術者はWeb会議システム等を開催し、調査職員及び検査員、管理技術者で画面の共有状況等遠隔検査に必要な機器の接続状態等を確認する。
- (2) 管理技術者は検査員にWeb会議システム等の画面共有機能を用いて書類を表示し、説明を行うとともに検査員から質問等があった場合にはこれに回答する。

5. 遠隔検査の費用

遠隔検査に要する費用は受注者が負担する。

6. アンケート調査

受注者は、発注者からのアンケート調査について検査後7日以内に次のWebアンケート回答システムにより回答するものとする。

《Web アンケート回答システム》

【https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=112007】



7. その他

この要領に定めのない事項については、協議により定める。

附則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。